

家屋の改造や解体に伴う水道課への届け出のお願い



家屋の改造、解体または外構工事などにより、給水装置（水道本管からお客様の宅内までに配管されている水道管）が破損する漏水事故などのトラブルを防ぐため、それらの工事に伴い、給水装置（下記、給水装置一般図を参照）の改造や撤去を行う場合は、八幡浜市指定給水装置工事事業者を通じて、**事前に給水装置工事申請が必要**（裏面参照）です。

【工事を行う前に】



土地や建物の所有者など工事を依頼した方に、敷地内に上水道の引込があるのか、使用中なのかを確認し、引き込みがある場合は、給水装置の配管位置やメーターBOXなどを必ず確認してください。

※給水管（水道本管から量水器までの引込管）については水道課の窓口で、どなたでも閲覧できます。

工事（取壊し含む）などにより、既存の給水装置を改造や撤去する場合は、八幡浜市指定給水装置工事事業者に相談してください。

※工事中に“不明管”が出た場合、お問い合わせください（随時立ち会います）。

取壊状況（イメージ）



【給水装置が破損した場合】

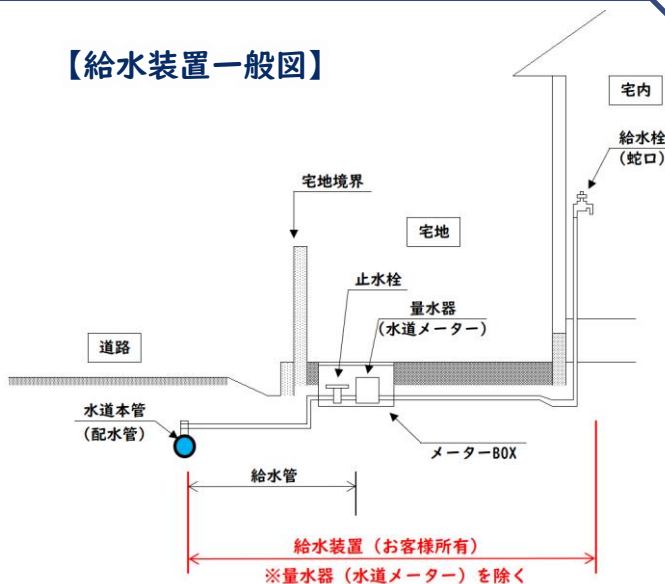


誤って給水装置を破損させた場合は、速やかに水道課へ連絡をすると共に、工事を依頼した八幡浜市指定給水装置工事事業者に復旧を依頼してください。



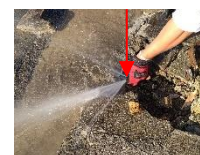
八幡浜市の
指定給水装置工事事業者は
QRで確認できます。

【給水装置一般図】



< イメージ写真 >

漏水状況（事故）の例



不明管の例



【問い合わせ先】

八幡浜市 産業建設部 水道課

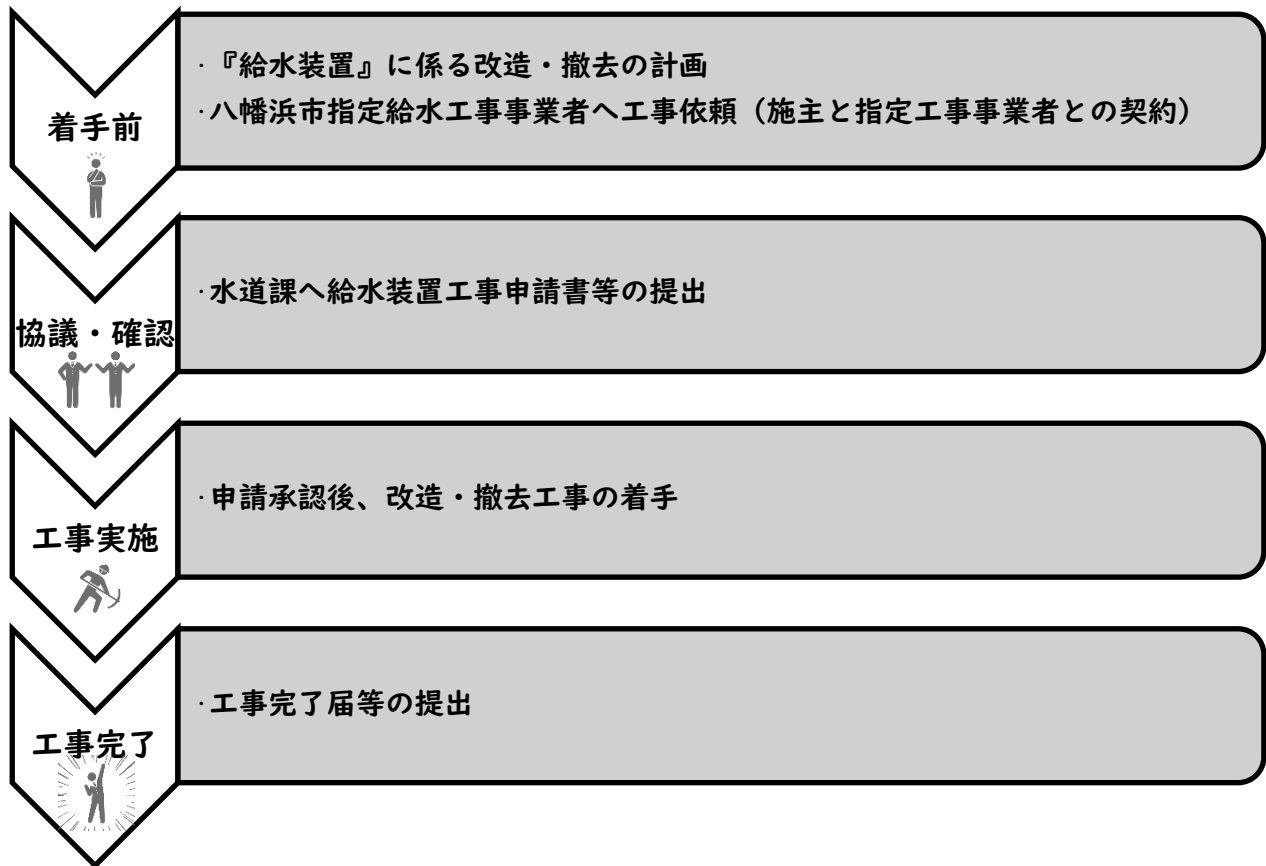
TEL ☎ : 0894-36-0621

FAX 📠 : 0894-36-2191

Mail ✉ : suidou@city.yawatahama.ehime.jp

★ 裏面もご覧ください ⇒

申請フローチャート



（※ 上記は一例です。詳しくは水道課へお問い合わせください）

○八幡浜市水道事業給水条例（以下抜粋）

（給水装置の新設等の申込み）

第 10 条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない

（過料）

第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5 万円以下の過料を科することができる。

- （1）第 10 条の承認を受けなくて、給水装置を新設、改造、修繕（法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- （2）正当な理由がなくて、第 19 条第 2 項のメーターの設置、第 26 条第 1 項のメーターの点検、第 33 条の検査又は第 35 条の給水の停止を拒み又は妨げた者
- （3）第 9 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- （4）第 25 条の料金又は第 30 条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者